不利益処分の名称	とよた市民活動センター使用料の減免
根拠法令等の条項	とよた市民活動センター条例第１２条第２項
法令等の定め又は概要	第１２条　許可利用者は、許可を受けたときにおいて、別表に定める使用料を納付しなければならない。 ２　市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。
処　分　基　準	（６）使用料減免団体 　使用料減免団体を次のように確定し、取扱いの明確化を図る。 ア　事業・団体等減免の取扱いについて 　活動センター施設の利用者のうち下記のものを減免の対象とする。 　　（注）「エ　減免事業・団体等一覧表」参照 （ア）活動センター主催事業 （イ）活動センターにて登録された市民活動団体の行う事業 （注）ただし事業内容が団体の活動趣旨と異なっている場合は減免対象とはならない。 （ウ）官公庁が実施・所管する事業 （国・県・市の〇〇課が申請者となるような場合。地域会議含む） （エ）コミュニティ会議、自治区、区長会 （オ）学校教育関係 （注）公私立大、高・中・小学校、幼・保育園が利用する場合、施設長(学長・校長・園長)の責任において認定したものについてのみ減免対象とする。（申請者も施設長とする。） （カ）公共的団体 （キ）社会教育団体・福祉関係団体等 （ク）地域活動団体 （ケ）その他関連団体 イ　減免申請の手続きについて 指定管理者は利用者から提出された利用許可申請書の内容を確認し、内規と照らし合わせ、減免の適用・不適用を判断する。判断結果を利用許可申請書に示す。 ウ　申請者について 各団体の長の名前で申請すること。 エ　減免事業・団体等一覧表 （ア）活動センター主催事業等（施設の維持、運営のための使用を含む） （イ）活動センター登録団体の行う事業 （ウ）官公庁が実施・所管する事業（地域会議含む） （エ）コミュニティ会議、自治区、区長会 （オ）学校教育関係

	（注１）（イ）～（ク）は、団体を運営、維持していくために必要な会合、事業及び学習会（講習会）を開催する場合のみ減免対象とする。 （注２）（ケ）は、連携、協会等が主催する連絡調整、情報交換のための会合に利用した場合に減免の対象とする。